

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月30日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 472 315 501">附 則</p> <p data-bbox="143 549 1099 692"><u>15 当分の間、附則第13項の規定により救急病院看護業務手当が支給される職員のうち管理者が別に定めるものに対する前2項の規定の適用については、附則第13項各号及び前項中「8,250円」とあるのは「9,250円」と、「4,125円」とあるのは「5,125円」とする。</u></p> <p data-bbox="143 740 1099 884"><u>16 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における附則第13項及び第14項の規定の適用については、附則第13項各号及び第14項中「8,250円」とあるのは「8,650円」と、「4,125円」とあるのは「4,325円」とする。</u></p> <p data-bbox="188 932 465 960">(給料月額の7割措置)</p> <p data-bbox="143 970 232 999"><u>17 略</u></p> <p data-bbox="143 1046 286 1075"><u>18・19 略</u></p> <p data-bbox="188 1123 555 1152">(管理職手当の支給額の特例)</p> <p data-bbox="143 1161 1099 1337"><u>20 附則第17項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p data-bbox="143 1385 286 1414"><u>21～23 略</u></p>	<p data-bbox="1211 472 1301 501">附 則</p> <p data-bbox="1135 549 2092 660"><u>15 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、第13項各号及び第14項中「8,250円」とあるのは「8,890円」と、「4,125円」とあるのは「4,445円」とする。</u></p> <p data-bbox="1180 932 1458 960">(給料月額の7割措置)</p> <p data-bbox="1135 970 1225 999"><u>16 略</u></p> <p data-bbox="1135 1046 1279 1075"><u>17・18 略</u></p> <p data-bbox="1180 1123 1547 1152">(管理職手当の支給額の特例)</p> <p data-bbox="1135 1161 2092 1337"><u>19 附則第16項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p data-bbox="1135 1385 1279 1414"><u>20～22 略</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、同月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（次項において「新規程」という。）附則第16項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(救急病院看護業務手当の内払)
- 3 改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程附則第13項及び第14項の規定により支給された救急病院看護業務手当は、新規程附則第13項、第14項及び第16項の規定による救急病院看護業務手当の内払とみなす。
(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)
- 4 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(分限の手續に係る特例)</p> <p>2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(分限の手續に係る特例)</p> <p>2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第16項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>